

| 重点施策 | 主たる所管 | 継続して実施している対策 | 平成28年度 交通安全対策委員会における意見 | 平成28年度実施した対策 (①内容 ②実施件数) | 平成29年度実施対策 |
|--------------------------------|--------------------------------|---|--|---|---|
| ①地域における見守りを通じ、生活に密着した交通安全活動の推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・高齢者の交通安全指導 独居高齢者宅を訪問し、出前型交通安全教室を実施する。 | | ①高齢者の交通安全指導 「ホッと安心」訪問活動 高齢者住居に訪問し交通安全等の教示 「スタウス」高齢者福祉施設での交通安全講話の実施 ②21回(スタウス5回含む) | ・高齢者の交通安全指導 「ホッと安心」訪問活動 ・高齢者住居に訪問し交通安全等の教示 「スタウス」高齢者福祉施設での交通安全講話の実施 |
| | 建設総務課 | ・高齢者が集まりやすいイベント・会議(地域のまつり、集会所等)で交通安全啓発を行う。 | | ①春の大園遊会、秋まつり、オータムフェスタ、ファンラン、三条雪まつりでの自転車安全利用推進運動 ②4回 | ・市内で開催される各種イベントでの交通安全啓発の実施 ・ 地域団体との連携 |
| ②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施 | 芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課 | ・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催 | ・交通事故において、第1当事者になる高齢者の対策が必要。 ・これまでの高齢者、これからの高齢者世代の違いを踏まえた交通安全教育の在り方を考えないといけない。 ・老人クラブ活動の一環である「ワンポイント指導員」というものがあり、高齢者の交通安全教育の推進にあたり活用できないか。 | ①高齢者交通安全教室(出前講座) ②1回 ①高齢者ドライビングスクール ②4回 | ・生涯学習課主催の出前講座の1講座として高齢者交通安全教室を周知させる。 ・ 講習受講者へのアンケート調査及び活用 ・ シルバー人材センター、老人クラブ連合会での講話の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催 |
| ③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施 | 学校教育課 建設総務課 | ・各小学校区における下校指導(学期毎) ・校外、園外に出での歩行訓練 | ・子どもの交通安全教育は、学校教育の中だけでなく、身近な自分たちが住んでいる街で行うことが効果的である。 | ①下校指導 各小学校8校 ②24回 ①交通安全教室の開催 ②62回(幼稚園15回・小学校16回・保育所(園)27回・特別支援学校(高等部)1回・中学校3回) | ・地域において登下校指導を充実させる。下校指導 各小学校8校 24回 ・交通安全教室の開催(年間予定64回) |
| ④障がいの程度に応じた交通安全教育の実施 | 学校教育課 建設総務課 | ・芦屋特別支援学校にて交通安全教室を実施 | | ①芦屋特別支援学校(高等部)にて交通安全教室の開催②1回 | ・芦屋特別支援学校(小学部、中学部、高等部)にて交通安全教室を開催2回予定 |
| ⑤通学通園路等における歩行空間の確保 | 学校教育課 建設総務課 道路課 芦屋警察署 | ・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。 | | ①潮見小、浜風小にて通学路合同点検実施し、報告会にて安全対策を講じる。②点検2回 報告会1回 | ・ 精道小、宮川小、打出浜小 にて通学路合同点検実施し、報告会にて安全対策を講じる。点検3回 報告会1回 |
| ⑥「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進 | 道路課 | ・関係機関(国道管理者、県道管理者、警察、鉄道管理者)と調整を図り注意喚起看板を設置 | | ・対策済み | ・対策済み |
| ⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・兵庫県の実施要領等に基づき実施 | | ・自転車安全利用推進運動 ・飲酒運転根絶運動 ・シートベルト・チャイルドシート着用運動 ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動 ・違法・迷惑駐車車の追放運動 ・四季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動 | ・自転車安全利用推進運動 ・飲酒運転根絶運動 ・シートベルト・チャイルドシート着用運動 ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動 ・違法・迷惑駐車車の追放運動 ・四季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動 |

(1) 交通弱者対策の充実

| 重点施策 | 主たる所管 | 継続して実施している対策 | 平成28年度 交通安全対策委員会における意見 | 平成28年度実施した対策 (①内容 ②実施件数) | 平成29年度実施対策 | |
|--------------|-----------------------------|-------------------------------------|---|--|---|---|
| (2) 自転車対策の推進 | ①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進 | 建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・小学4年生を対象に自転車教室を実施 | ・低学年から自転車に乗っている子どもが多いため、早いうちから自転車講習を行うべき。 | ①自転車教室の開催(小学生) ②8回 | ・自転車教室の開催 対象を小学3～4年生に拡大 (受講は各学校の判断) 8回予定 |
| | ②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進 | 建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等に周知を行う。 | ・高校生以上の交通安全教育の場が少ないためどのように設けていくのか。 | ①甲南中、精道中、潮見中にて交通安全教室を開催 ②3校 各1回 | ・精道中、潮見中にて交通安全教室を開催 2校各1回 ・市内各イベントにおいて自転車シュミレーターを利用した啓発活動を実施する。 |
| | ③自転車賠償責任保険の加入促進 | 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発 | | ・市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発 | ・市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発 |
| | ④自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進 | 建設総務課 学校教育課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・4年生以上を対象に実施。 (低学年の参加も可) | ・山手の学校で行う場合は、自転車に乗って来れる人が少ないため参加者が少ない。 ・低学年でも参加可能だが、自由参加のため、参加する児童は意識の高い児童に限定され、普通に乘っている児童は安全の知識がないまま乗ってしまうことになる。 | ①4年生以上を対象に自転車運転免許証等を発行する自転車教室を開催 (低学年参加可) | ・4年生以上を対象に自転車運転免許証等を発行する自転車教室を開催 (低学年参加可) 小学校ではなく、青少年センター・川西運動場に会場を変更し実施する。 |
| | ⑤自転車駐車場の改修及び整備 | 建設総務課 | ・長期修繕計画(H27～H36)を策定し、順次改修を実施 | | ①阪神芦屋駅西自転車駐車場の改良改修工事 自転車等搬送コンベア・スライドラック・監視カメラ ②3件 | ・阪神芦屋駅南自転車駐車場の改良改修工事 |
| | ⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・兵庫県の実施要領等に基づき実施 | | ・自転車安全利用推進運動 ・飲酒運転根絶運動 ・シートベルト・チャイルドシート着用運動 ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動 ・違法・迷惑駐車等の追放運動 ・四季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動 | ・自転車安全利用推進運動 ・飲酒運転根絶運動 ・シートベルト・チャイルドシート着用運動 ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動 ・違法・迷惑駐車等の追放運動 ・四季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動 |
| | ⑦夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・街頭啓発を通して、夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかけ、反射材の配布 | | ①夕暮れ時の早めのライト点灯運動時に反射材を配布 ②3回 | ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動時に反射材を配布する。年間4回予定 |

| 重点施策 | 主たる所管 | 継続して実施している対策 | 平成28年度 交通安全対策委員会における意見 | 平成28年度実施した対策 (①内容 ②実施件数) | 平成29年度実施対策 | |
|---------------|-----------------------------|----------------------------|---|---|---|---|
| (3) 道路交通環境の整備 | ①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 道路課 | ・基準を満たしていない防護柵の改良工事 | ・奥池町8街区先外にて転落防止柵の改修工事を実施。(34箇所, 248m) | ・親王塚町地内外にて転落防止柵の改修工事を実施予定 | |
| | ②通学通園路などの歩行空間の整備の推進 | 道路課 | ・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。 | ・潮見・浜風小学校区において通学路合同点検を実施。要望箇所について、安全対策を講じた。 | ・精道・宮川・打出浜小学校区において通学路合同点検を実施。要望箇所について、安全対策を講じる。 | |
| | ③交通安全施設等の整備事業の推進 | 道路課 | ・基準を満たしていない防護柵の改良工事 | ・奥池町8街区先外にて転落防止柵の改修工事を実施(34箇所, 248m) | ・親王塚町地内外にて転落防止柵の改修工事を実施予定 | |
| | ④電線類の地中化の推進 | 道路課 | ・無電柱化工事の実施 | ・さくら参道, 芦屋川地区の無電柱化詳細設計を実施 | ・さくら参道において無電柱化工事を実施予定(延長260m) | |
| | ⑤安全で快適な自転車利用環境の整備 | 道路課 | | ・自転車の空間を整備するため、歩道を狭くするような空間再配分を絶対にはいけない。 | ・特になし | ・自転車ネットワーク計画策定に向けた情報収集 |
| | ⑥違法駐車対策の推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発(毎月1日) | | ①JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発(毎月1日) ②10回(4月, 1月中止) | ・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発(毎月1日) ・市広報, ホームページ掲載による啓発の実施 |
| | ⑦災害に備えた道路交通環境の整備 | 道路課 | ・無電柱化工事の実施 | | さくら参道, 芦屋川地区の無電柱化詳細設計を実施 | ・さくら参道において無電柱化工事を実施予定(延長260m) |

| 重点施策 | 主たる所管 | 継続して実施している対策 | 平成28年度 交通安全対策委員会における意見 | 平成28年度実施した対策 (①内容 ②実施件数) | 平成29年度実施対策 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|--|--|---|
| ①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進 | 学校教育課 建設総務課 芦屋警察署 | ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施 | ・子どもの交通安全教育は、学校教育の中だけでなく、身近な自分たちが住んでいる街で行うことが効果的である。 | ①交通安全教室の開催 ②62回 ①自転車免許教室の開催 ②年1回 | ・交通安全教室の開催 年間64回予定 ・自転車免許教室の開催 年1回 |
| ②高齢者に対する交通安全教育の推進 | 建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 | | ①生涯学習課主催の出前講座の1講座として、高齢者交通安全教室を実施 ②1回 | ・生涯学習課主催の出前講座の1講座として、高齢者交通安全教室を周知させる。 ・講習受講者へのアンケート調査及び活用 ・シルバー人材センター、老人クラブ連合会での講話の実施 |
| ③自転車の安全利用の推進 | 建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・自転車マナー啓発 ・自転車教室の実施 ・出前講座の実施 | | ①街頭啓発 ②49回 ①自転車教室(小学校) ②8回 ①自転車免許教室 ②1回 ①出前講座 ②1回 | ・街頭啓発や自転車教室(小学校)、自転車免許教室の実施 ・出前講座の周知 |
| ④後部座席などにおけるシートベルト着用の推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・ベルト等着用強化の日(毎月15日)の啓発 | | ①シートベルト・チャイルドシート着用運動 ②14回 | ・シートベルト・チャイルドシート着用運動 |
| ⑤反射材用品等の普及促進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布 | | 反射材の配布 ①交通安全教室 ②27回(小1 8回, 小4 8回, 保育所10回, 特別支援学校1回) ①街頭啓発 ②25回 ①出前講座 ②1回 | ・交通安全教室や街頭啓発、出前講座にて反射材の配布 |
| ⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発(飲酒運転根絶)の実施 | | ①全国交通安全運動キャンペーンでの啓発活動に参加 ②2回(春・秋) ①街頭啓発(飲酒運転根絶運動)の実施②4回 | ・全国交通安全運動キャンペーンでの啓発活動に参加 2回(春・秋) ・街頭啓発(飲酒運転根絶運動)の実施 |
| ⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進 | 芦屋警察署 建設総務課 | ・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加 | | ・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加 | ・交通安全協会と連携して、自転車駐車場指定管理者や地域ボランティアの交通安全教室等への参加を促す。 |
| ⑧市民の参画・協働の推進 | 芦屋警察署 建設総務課 | ・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加 | ・市民の側が要望を出したままにするのではなく、自分たちも考えていく雰囲気を作っていかなければいけない。 | ・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加 | ・交通安全協会と連携して、自転車駐車場指定管理者や地域ボランティアの交通安全教室等への参加を促す。 |

(4) 交通安全思想の普及徹底

| 重点施策 | 主たる所管 | 継続して実施している対策 | 平成28年度 交通安全対策委員会における意見 | 平成28年度実施した対策 (①内容 ②実施件数) | 平成29年度実施対策 |
|------------------------|---|-------------------|---|---|---|
| (5) 道路交通秩序の維持 | ①悪質性・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化 | 芦屋警察署 | ・交通事故抑止に資する指導取締りの推進 | ・交通事故抑止に資する指導取締りの推進 | ・交通事故抑止に資する指導取締りの推進 |
| | ②自転車利用者に対する指導取締りの推進 | 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 | ・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動 | ・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動 | ・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動 |
| | ③暴走族対策の強化 | 芦屋警察署 | ・暴走行為阻止のための環境整備 ・暴走族等に対する指導取締りの強化 | ・暴走行為阻止のための環境整備 ・暴走族等に対する指導取締りの強化 | ・暴走行為阻止のための環境整備 ・暴走族等に対する指導取締りの強化 |
| (6) 救助・救急活動の充実 | ①自動体外式除細動器AEDの使用も含めた心配蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進 | 消防本部 | ・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心配蘇生法の実習及び各種講習会の開催等 | ・応急手当講習等受講 合計 2126人 普通救命講習Ⅰ（一般市民、学校・園）403人 普通救命講習Ⅱ（トライやるウィーク生徒、保育園、幼稚園職員学校・園）82人 上級救命講習（一般市民）12人 応急手当講習（一般市民・学校・園）1625人 応急手当普及員再講習（消防団員）3人 | ・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心配蘇生法の実習及び各種講習会の開催等 |
| | ②救急医療体制の整備 | 消防本部 | ・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 | ・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 | ・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 |
| | ③県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進 | 消防本部 | ・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進 | ・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進 | ・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進 |
| (7) 被害者をはじめといたした適正化の推進 | ①自転車賠償責任保険の加入促進 | 芦屋交通安全協会 建設総務課 | ・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発 | ・市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発 | ・市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発 |